

一水会会誌編集委員会規定

第一条 会誌編集に関する事務を処理するため本会に会誌編集委員会を置く。

第二条 編集委員会は五名以上の委員をもって組織する。

編集委員は毎年三月定時総会において選任する。

委員の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。

第三条 編集委員会に互選による委員長一名を置く。

委員長は委員会を代表し委員会に関する事務を統理する。

附則

一 この規定は昭和三十四年五月一〇日より施行する。

附則

二 第二条第一項の改正規定は、平成六年五月十九日から施行する。

附則

三 第二条第二項及び第三項の各改正規定は、平成十二年十一月二十八日から施行する。